

吹田民主商工会

いんぷお
めしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63383-2211
FAX (06) 63382-8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

従業員を雇ったときの手続き

従業員を雇用すると、税金や公的保険の手続きが必要になります。ご相談があれば民商までご連絡ください。

源泉所得税

従業員に給与を支払う際には、雇用している事業主は給与から所得税相当額を源泉（天引き）する義務が生じます。税務署に届出が必要です。従業員から徴収した所得税は毎月納付が原則ですが、小規模な事業所（従業員数が常時10人未満）の場合は年に2回まとめて納付することができ、特例納付が可能です。特例納付も届出が必要です。また源泉所得税は毎月の納付手続きに加えて12月分の給与支払い後に、従業員の年税額を清算する年末調整が必要になります。

個人住民税の特別徴収

基本的には従業員を初めて雇用した際に行う手続きはありません。必要であれば雇用した初年度から住民税を事業所で天引きする特別徴収に変更する手続きがありますが、普通徴収のまま翌年6月から特別徴収を始めることがほとんどです。特別徴収は年末調整の結果を給与支払報告書として従業員が居住する自治体に提出すると、6月から翌年5月までの1年分の住民税が12分割されて事業所に通知され、事業所が給与から徴収する義務が生じます。

健康保険・厚生年金

個人事業主の場合は従業員数5人未満までは加入義務は生じません。法人の場合は代表者1名のみでも加入義務があります。また個人事業主で従業員数5人未満でも任意に加入することができますが、加入の条件を満たす従業員はすべて加入させなければならず、また代表者は加入できません。加入義務が生じた場合または任意で加入する場合には届出が必要となります。

組合格保を「存じですか

75歳未満の個人事業主は一般的に市町村と都道府県が共同で運営する市町村国保に加入します。しかし最近の保険料は高齢化社会、医療技術の進展による医療費の増加、大阪府の国保統一化により年々負担が重くなっています。保険料は保険に加入する家族構成と申告した所得金額で算出されますが、低所得者から中層所得層には非常に重い負担となっています。政府・自治体は早急に市町村国保への補助を大きく増やして負担を軽減するべきです。

国民健康保険は市町村以外にも同業者組合などが運営する組合格保もあります。大阪には建設業、理美容業、飲食業や食品製造・加工・販売、たばこ小売、小売市場（商店会や市場などの加入者）、衣料品小売、文化芸能などがあります。保険料の負担が軽くなる場合があります。ただし現在加入している国民健康保険で保険料を滞納している場合は加入できないことが多いようです。自分に該当する業種があれば、インターネットなどで調べてみてください。

労働保険の加入手続きを

労働保険は労災保険と雇用保険の二つの保険を合わせた総称です。従業員が一人でもいれば雇用形態を問わず労働保険の加入が義務となっています。

バイト・パートしかいないから、他の事業所が加入手続きを行っていないからなどを理由に、手続きしていないケースが散見されますが、労働者を雇用している場合は必ず加入手続きを行ってください。民商の事務組合で対応できますのでご相談ください。

労災保険

必ず加入することになるのは労災保険です。これは労働者が労働中もしくは通勤中に事故に遭い、受傷した場合に、雇用していた事業主が治療費や休業中の賃金の保障をしなければいけません。そのために定められた公的な保険です。事故が発生した際に加入を怠っていた場合でも労災保険による補償は行われます。しかし労働基準監督署は加入を怠っていた事業主に対して、保障した額の全額もしくは一部を徴収します。労災事故で保障が起きる場合は大きな金額になります。

雇用保険

労働者の雇用形態によって加入が必要になるのが雇用保険です。こちらは労働者が自己都合や会社都合で失業した場合や出産や介護などによる休業の場合の給付制度があります。また災害や経済危機などによる景気変動や経済構造の変化などで事業活動を縮小せざるを得ない場合に解雇をせず、労働者を休業（出勤日数を減らす）や職業訓練を行う場合の助成金なども給付されます。加入要件は1か月以上雇用する見込みであること、週当たりの労働時間が20時間以上であることとなっています。

民商で一人親方労災に加入できます

建設業の職人で一人親方労災の加入できる組合を探している方がいれば、ぜひ民商を紹介してください。一人親方労災保険事務組合は建設業の組合やゼネコンで運営している組合などもあります。民商ならワンストップで中小業者の経営や暮らしに関わる悩みの多くを解決できます。労災保険だけでなく、税金、社会保障、経営相談、くらしの事など、みんなで助け合って解決できます。



伝言板

無料法律相談

4月17日（木）13時00分 民商事務所

北大阪総合法律事務所の弁護士が相談をお受けします。予約制ですので、希望する方は民商までご連絡ください。定員は4名です。